



20171221

日本学生ライフル射撃連盟への個人加盟/登録

日本学生ライフル射撃連盟 規約 抜粋

【組織】

第6条 本連盟は、大学（学校教育法第1条に規定する大学、ならびに学士号の学位が得られる国が設置する大学校）を単位とする射撃団体をもって組織する。

なお、射撃部の無い大学においては支部の推薦に基づいて団体加盟に替えて個人加盟/登録で組織する。個人加盟/登録者にあつては直轄の会員とし、所属支部幹事長が統括する。

【加盟校の報告義務】

第60条 加盟校、個人加盟/登録者は毎年3月末日までに、次の事項について支部を通じて本連盟に報告することを要する。

- ① 加盟校団体の名称、個人加盟/登録者の所属する大学名および所在地
 - ② 加盟校団体の代表者(部長および監督若しくはこれに代わる者)および主将、主務(若しくはこれに代わる者)の住所および氏名
 - ③ 連盟から連絡を受ける場所または連絡を受ける者の住所および氏名
 - ④ その団体の所属会員および個人加盟/登録者の名簿
 - ⑤ そのほか、本連盟により要求する事項
- 前項の①から④に変更があつた場合は、速やかに本連盟に報告することを要する。

【個人加盟】＝日ラ登録は学連から 学連会費と日ラ会費を納入

【個人登録】＝日ラ登録は都道府県協会から 学連会費のみ納入

○ 学生連盟 年会費 送金口座 ゆうちよ銀行振替口座 00150-6-596312

・ ¥3,700 支部への納付金等は支部幹事長に確認のこと

□ 公益社団法人日本ライフル射撃協会 入会金/移籍料/年会費

・新規 ¥4,000 (年会費 3,000 入会金 1,000)

・移籍 ¥3,500 (年会費 3,000 移籍料 500)＝前年、高校生で日ラ会員だった者

・継続 ¥3,000 (年会費 3,000)＝学連加入 2、3、4 年目

加盟の手順 団体加盟/個人加盟の継続者は学連から配布する日ラ名簿で
手続き

登録の手順

・新規個人登録/継続個人登録申請者

<所持許可証・学生証写し、本籍・住所・氏名等の登録申請書>

↓ 提出 (個人登録者は日ラ会員証コピーも提出)

支部幹事長

<支部長、幹事長、副幹事長で審査、連盟に申請書を提出>

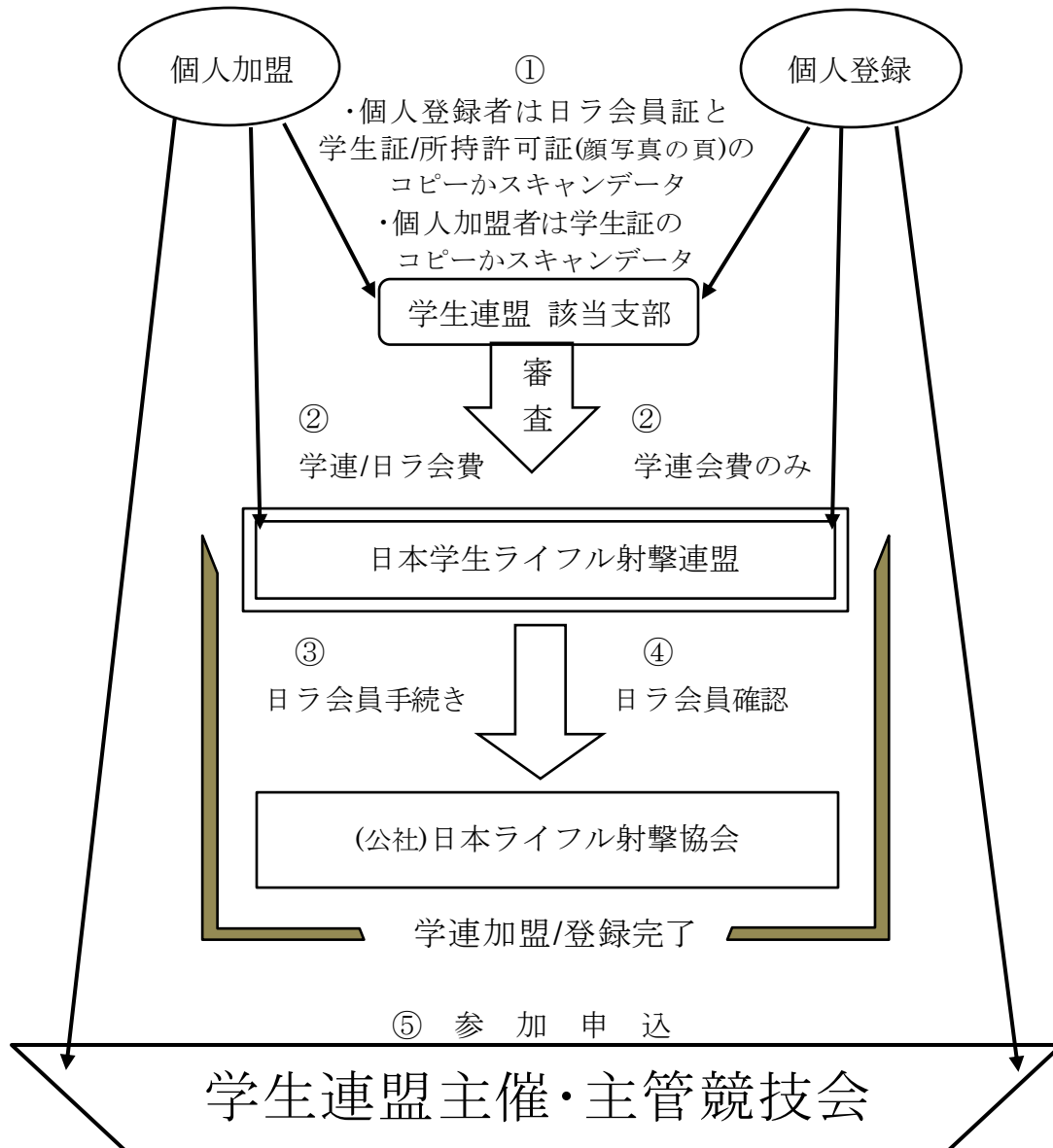
↓ 申請

連盟幹事長

<理事長、幹事長、副幹事長で審査、日ラに登録/登録確認>



学連加入から競技会参加申し込みまで



	個人加盟	個人登録
日ラ会員登録	学生連盟経由	県ラ射協経由
JOC大会参加申込	学生連盟経由	県ラ射協経由
銃の推薦申請先	学生連盟経由☆	県ラ射協経由
(☆：ふるさと登録している者は登録都道府県協会からの方が早い)		
地方審判講習会	学生連盟主催を受講	県ラ射協主催を受講
ライフル講習会	………主催団体を問わず受講可………	
強化指定事業	対象	対象
配布物、頒布品	対象	対象外

註) 県ラ射協＝都道府県ライフル射撃協会/連盟